

第 493 回 福井地方最低賃金審議会

日時：令和 4 年 7 月 5 日（火）

場所：福井県国際交流会館
第 1．第 2 会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 福井県最低賃金専門部会の設置について
- (3) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- (4) 特定最低賃金の審議日程（案）について
- (5) その他

3 閉 会

- ※ 最低賃金をめぐる情勢等について（意見交換）

第54期 福井地方最低賃金審議会委員名簿

(令和4年4月18日現在)

区分	ふりがな 氏名	現職
公益 代表 表	い はな まさ のぶ 井 花 正 伸	弁護士
	うえ の まさ お 上 野 祐 夫	株式会社福井新聞社 特別論説委員
	おか ざき ひで いち 岡 崎 英 一	福井大学学術研究院教育・人文社会系部門 教授
	しん ぐう しん 新 宮 晋	福井県立大学経済学部 教授
	たけ うち じゅん こ 竹 内 順 子	司法書士
労働 者 代 表	く の こう すけ 九 野 光 佑	JAM北陸 副書記長
	こ ばやし はじめ 小 林 一	(電機連合) 福井地方協議会 事務局長 (連合) 連合福井 副会長
	たま がわ ただ はる 玉 川 忠 春	(連合) 福井県連合会 副事務局長 連合福井丹南地域協議会 事務局長
	やま だ さ ち お 山 田 佐 智 生	(電機連合) 福井地方協議会 議長 福井村田製作所労働組合 執行委員長
	やま もと まさ お 山 本 政 夫	UAゼンセン福井県支部 常任
使用 者 代 表	え ばた せい いち ろう 江 端 誠 一 郎	福井県中小企業団体中央会 専務理事
	く ぼ た もも よ 久 保 田 百 代	久保田電機株式会社 代表取締役
	さか がわ よし はる 坂 川 嘉 治	フクイボウ株式会社 取締役
	なか やま みち こ 中 山 通 子	株式会社ナカテック 取締役
	やま の こう じ 山 埜 浩 嗣	福井県経営者協会 専務理事

注1 (連合)＝日本労働組合総連合会

2 (電機連合)＝全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

令和4年度 事務局名簿

職 名	氏 名
局 長	た は ら た か あ き 田 原 孝 明
労働基準部長	ふ じ わ ら み き ひ ろ 藤 原 幹 大
賃 金 室 長	ほ そ か わ ま さ よ し 細 川 雅 嘉
賃 金 指 導 官	に し む ら な お き 西 村 直 樹

資料目次

第 493 回 福井地方最低賃金審議会
(R4. 7. 5)

[illegible]

福井地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 福井地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福井労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により福井労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福井労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度、福井労働局長に送付するものとする。ただし、必要に応じて答申書、建議書又は議決書には、議事録の写を付すものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

改正 平成10年1月 1日

改正 平成12年4月 1日

改正 平成13年5月17日

改正 平成25年3月18日

改正 令和 3 年6月23日

令和4年度 福井地方最低賃金審議会(専門部会)日程表

月	日	曜	福井地方最低賃金審議会及び専門部会の開催予定時間			会場の確保状況
			10:00～	13:30～	15:00～	
6月	9	木	第492回審議会 (運営規定、情勢報告等)			6月6日～6月9日(8日を除く) 春山合庁(8階) 第一共用会議室
7月	4	月				春山合庁(8階) 第一共用会議室
	5	火	第494回審議会 (諮問)			外部会場の予定
	5	5	専門部会委員推薦公示 7月4日(月)～7月19日(火) 改正意見聴取公示 7月4日(月)～7月25日(月)			
	25	月	第1回専門部会(運営規定等)			春山合庁 第一共用会議室(8階) 又は 春山合庁 労働局会議室(14階)
						春山合庁 第一共用会議室(8階) 又は 春山合庁 労働局会議室(14階)
						春山合庁 第一共用会議室(8階) 又は 春山合庁 労働局会議室(14階)(午前中)
	29	金	第494回審議会 (目安報告)			外部会場の予定
8月	1	月	第2回専門部会(金額審議)			春山合庁(14階) 労働局会議室
	2	火				春山合庁(14階) 労働局会議室
	3	水	第3回専門部会(金額審議)			春山合庁(14階) 労働局会議室
	4	木	第4回専門部会(結 審)			春山合庁(14階) 労働局会議室
	5	金	第495回審議会(採 決)	第5回専門部会(結審予備日) 【全日実施可能】		春山合庁 第一共用会議室(8階) 又は 春山合庁 労働局会議室(14階)
	8	月	第495回審議会(採決予備日)			春山合庁(14階) 労働局会議室
			異議申出期間 8月5日(金)～8月22日(月) 異議申出期間 8月6日(土)～8月23日(火)			
	9	火				春山合庁 第一共用会議室(8階) 又は 春山合庁 労働局会議室(14階)
	10	水				春山合庁(14階) 労働局会議室
	11	木	祝日(山の日)			
	12	金				春山合庁(14階) 労働局会議室
	22	月				春山合庁(14階) 労働局会議室
	23	火	第496回審議会 (異議審)			春山合庁(8階) 第一共用会議室
	24	水	第496回審議会 (異議審:予備日)			春山合庁(8階) 第一共用会議室

答申要旨の公示日	異議申出締切日	異議審議会(495回本審)	官報公示予定	発効予定日
8月4日(木)	8月19日(金)	8月22日(月) AM	8月31(火)	9月30日(金)
8月5日(金)	8月22日(月)	8月23日(火) AM	9月1日(木)	10月1日(土)
8月6日(土)	8月22日(月)	8月23日(火) AM	9月1日(木)	10月1日(土)
8月7日(日)	8月22日(月)	8月23日(火) AM	9月1日(木)	10月1日(土)
8月8日(月)	8月23日(火)	8月24日(水) AM	9月2日(金)	10月2日(日)
8月9日(火)	8月24日(水)	8月25日(木) AM	9月5日(月)	10月5日(水)

令和4年度 特定最低賃金審議会 小委員会等 日程表（案）

月	日	曜	特定最低賃金審議会 小委員会等の開催予定時間			会場の確保状況
			10:00～	13:30～	15:00～	
9月	5	月				
	6	火	第1回小委員会(必要性審議)			1日2業種(午前、午後) (1業種1時間半～2時間で1日)
	7	水				
	8	木	第1回小委員会(必要性審議)			1日2業種(午前、午後) (1業種1時間半～2時間で1日)
	9	金				
	13	火	第497回審議会 (必要性の審議及び諮問予備日)			
	14	水	第497回審議会 (必要性の審議及び諮問)			
	15	木	第497回審議会 (必要性の審議及び諮問予備日)			
			専門部会委員推薦公示 9月13日(火)～9月27日(火) 9月14日(水)～9月28日(水) 9月15日(木)～9月29日(木) 改正意見聴取公示 9月13日(火)～10月3日(月) 9月14日(水)～10月4日(火) 9月15日(水)～10月5日(水)			
10月	11	火	第1回専門部会(金額審議)			4業種×2日=8日 (1業種2時間(1日)×2日)
	5		専門部会(金額審議)			11日から20日までの8日間の専門部会についてはMAXで予定しておりますが、業種
	20	木	第8回専門部会(各部会2日目:結審)			数や時間数、日数については審議していた だき変更していただくのは可能です。
	21	金				
	24	月	第498回審議会 (採決予備日)			
	25	火	第498回審議会 (採 決)			
	26	水	第498回審議会 (採決予備日)			
			異議申出期間 10月24日(月)～11月 8日(火) 10月25日(火)～11月 9日(水) 10月26日(水)～11月10日(木)			
11月	9	水	第499回審議会予備日 (異議審)			
	10	木	第499回審議会 (異議審)			
	11	金	第499回審議会予備日 (異議審)			

答申要旨の公示日	異議申出締切日	異議審議会(499回本審)	官報公示予定	発効予定日
10月24日(月)	11月 8日(火)	11月 9日(水) AM	11月22日(火)	12月22日(木)
10月25日(火)	11月 9日(水)	11月10日(木) AM	11月24日(木)	12月24日(土)
10月26日(水)	11月10日(木)	11月11日(金) AM	11月25日(金)	12月25日(日)

福井労発基 0705 第1号

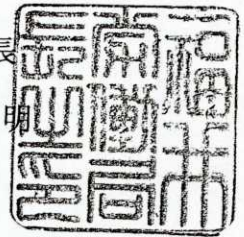
令和4年7月5日

福井地方最低賃金審議会

会長 新宮 晋 殿

福井労働局長

田原 孝 明



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第5号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。